

令和6年2月7日（水）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和6年2月7日（水曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更に対する意見について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第6号 市民農園整備運営計画の変更の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（16名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 安田 美雄 君 | 2番 河村 清孝 君 | 3番 丹羽 英治 君 |
| 4番 吉田 忠男 君 | 5番 和田 ひとみ 君 | 6番 鵜飼 秀樹 君 |
| 7番 林 百恵 君 | 8番 後藤 信一 君 | 9番 尾口 文良 君 |
| 11番 足立 宜穂 君 | 12番 後藤 一夫 君 | 13番 亀山 良平 君 |
| 14番 森 種生 君 | 15番 池田 政吉 君 | 16番 長尾 始 君 |
| 17番 山田 達史 君 | | |

○欠席委員（3名）

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 10番 松永 佳己 君 | 18番 日置 香 君 | 19番 田下 喜代 君 |
|-------------|------------|-------------|

○委員以外の出席者（5名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
- 農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
- 農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
- 農業委員会事務局主事 波多野 恵 君
- 農林課課長補佐 加藤 大吾 君
- 洞戸事務所主任主査 李 浩基 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

（ 会長あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

10番 松永委員、18番 日置委員、19番 田下委員の3名ですので、ご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。
総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

17番 山田委員、1番 安田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといいます。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、本郷集会場から西に400mに位置する

農振農用地 区域外の登記・現況地目 田 1,003㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、兼業農家であり、営農規模の縮小をしたいというものです。

譲受人は、農業規模を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、現在保有の水田と同様に稲作を行いたいという内容になっています。

2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は、関市小野構造改善センターから南東に 4 0 0 m に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 4 1 4 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農業経営規模を縮小したいというもの。

譲受人は、申請地隣地の住宅を同時購入し、転入と同時に営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、さつまいもなどの野菜に栽培したいという内容になっていません。

3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、東海環状自動車道富加関 I C から北西に 8 0 0 m に位置する農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2 筆 4 , 7 3 3 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり耕作が困難になったため、後継者である長女に贈与するというもの。

譲受人は、代々受け継がれてきた農地を受贈し、農地維持に努めるというものでございます。

営農計画書が提出されており、一部作業委託をしながら水稻栽培をしたいという内容になっていません。

4 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 4 ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見 I C から西に 6 0 0 m に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 4 筆 1 , 0 4 8 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、水稻耕作が困難な当該地域において、農地の維持管理が困難な状況であったため、譲受人の要望に応えるというものであります。

譲受人は、周辺農地を転作し、一体的に畑作を行いたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、周辺農地を一体的に畑地転換し、さつまいもや大豆などを栽培したいという内容になっています。

また、広見字昭和地区については、一体的な耕作のため、譲受人が 3 条により取得されてきた農地がありますが、現在、保全管理されている状況にあります。

3 条取得において、地勢など地理的条件が悪い農地において、今後の耕作に向けて草刈り等の保全管理が行われていれば、効率的な耕作を行っていると思われるものとする旨の通達が、農林水産省より出されており、本案件については、これに該当し 3 条取得の要件を満たす

ものと考えます。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、千疋橋から北東に 200 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 357 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、農作業経験も 10 年以上あり、この度、自己農地を取得し、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜を栽培したいという内容になっています。

6 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、一色公民館から西に 200 m に位置する
農振農用地区域外の 3 筆 551 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農地の維持管理が困難になったため譲渡したいというもの。

譲受人は、現在県外に住んでいるが、今年 3 月に会社を退職した後、申請地の隣地に移住し、営農を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用に季節ごとの野菜を栽培したいという内容になっています。

以上、6 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番から 3 番の案件につきましては、私の担当地区となります。

特にございませぬ。

4 番の案件につきましては、後藤 一夫委員、ございますか。

○12 番（後藤 一夫 君）

さきほど説明がありましたが、この地帯は湿田でありまして、なかなか耕作は難しく、農振農用地ではありますが、解除ということも難しいということで、購入していただいて、管理

していただける方が見えるということで、地元としては歓迎している次第です。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件について、本日欠席されております、田下委員より、特に意見はないと伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番の案件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番の案件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番の案件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番の案件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5 番の案件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 5 番は、許可することに決しました。

6 番の案件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 6 番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 7 ページになります。

申請地は、東田原公民館から南に 3 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 5 5 3 m²。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の農地の区域にあるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅及び倉庫でございます。

申請人は、申請地と隣接する既存宅地を一体利用して、農家住宅として利用したいというものでございます。

1 月 1 2 日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から北に 4 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地一部畑 4 3 6 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、1 0

h a 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地法施行前から住宅敷地として利用されており、経緯書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件について、本日欠席されました、田下委員から、特に意見はないということをお伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

○議長（丹羽 英治 君）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は5ページ、位置図は9ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に100mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 2筆 465㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地で自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、宅地換地を受けた土地であり、宅地として整地されています。区画整理事業が未完了で、地目変更が出来ない為、農地転用の手続が必要になるものです。

事業計画変更1番と同時申請になります。

2 番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、野田集会場から北に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 575㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、鑄造業工場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地で鑄造業を営んでおり、業務拡張の為、申請地を工場敷地として利用したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、工場敷地として利用されており、始末書が提出されて

います。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

議案は6ページ、位置図は11ページになります。

申請地は、本郷集会場から西に400mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 597㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、本申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

議案は7ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、関市小野構造改善センターから南東に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 237㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の農地の区域にあるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、農業用倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、隣接する住宅と農地を同時に購入し、移住後、農業を営むために、農業用倉庫敷地として利用するというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農業用施設用地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

5番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、童心保育園から南東に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 73㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅及び店舗（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、成長した子供たちが所有する自動車と、併設する店舗駐車場として利用したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、天神公民センターから北に200mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 2,673㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（12区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7番の案件

議案は8ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、関市巾公民センターから西に400mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 297㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、息子夫婦から住宅敷地として借用したい旨の申し出があり、それに応えるというもの。

使用借人は、現在、賃貸住宅に居住しており、現在の住居が手狭となったため、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更2番と同時申請になります。

8番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、倉知小学校から東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 384㎡。

登記地目 宅地 現況地目 畑 36.36㎡。

3筆合計 420.36㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（2区画2棟）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になってきたところ、譲受人からの申し出があったため、それに応えるというもの。

譲受人は、建築不動産を営んでおり、申請地を分譲住宅敷地として販売したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、下倉知公民館から西に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 343㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（9区画9棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築不動産を営んでおり、申請地を分譲住宅敷地として販売したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性が無くなっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10番の案件

議案は9ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターから北に200mに位置する

登記・現況地目 畑 2筆 合計 923㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（4区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築不動産を営んでおり、申請地を建築条件付き宅地分譲敷地として販売したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成す

ることが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 1 番の案件

位置図は 1 9 ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関広見 I C から北東に 6 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 1 6 筆 7, 5 3 0 m²。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地であり、農振農用地となります。

転用の目的は、砂利採取（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、砂利採取をし、骨材需要に供するというものでございます。

1 月 1 2 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

1 2 番の案件

議案は 1 2 ページ、位置図は 2 0 ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから北に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 6 4 1 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、本申請地で太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

1 月 1 2 日に現地を確認したところ 農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 3 番の案件

位置図は 2 1 ページになります。

申請地は、一色公民館から西に 2 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 2 筆 1 5 7 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、農地の維持管理が困難なため、譲受人の要望

に答えるというもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、現在、自宅への出入り口が狭く、自家用車の駐車が不便であったため、申請地を自己用駐車場として利用したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

議案は13ページ、位置図は22ページになります。

申請地は、市立武芸小学校から北に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 132㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未滿の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に答えるというもの。

譲受人は、申請地隣地を建物と同時に相続し、別宅として利用しており、申請地を一体的に宅地利用したいというものでございます。

1月12日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、経緯書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、14件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番と4番の案件につきましては、私の担当地区となりますが、特に問題ありません。
5番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

8番と9番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

8番の案件については、特に問題ありませんが、9番の案件については、譲受人の所有地である西側の隣接地と一体開発になりますので、やむを得ないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

10番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

11番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

12番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

13番、14番の案件について、本日欠席されました、田下委員から、特に意見はないということをお伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は 1 4 ページ、位置図は 2 3 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 1 0 0 m に位置する

現況地目 宅地 2 筆 4 6 5 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

本申請地は宅地分譲地として許可を受けていたが、継承者が自己用住宅敷地として利用したいというものです。

5 条 1 番と同時申請になります。

2 番の案件

位置図は 2 4 ページになります。

申請地は、関市巾公民センターから西に 4 0 0 m に位置する

現況地目 畑 2 筆 2 9 7 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

本申請地は住宅用敷地として許可を受けましたが、事業が未完了の状態であり、継承者である息子夫婦が住宅用敷地として利用したいというものです。

5 条 7 番と同時申請になります。

以上、2 件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第 4 号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議を求めるといふものです。

議案は、15ページから16ページになります。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地の賃貸借権
や使用貸借権などの、利用権の設定を行うといふものです。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、

新規が8筆 14,572㎡、更新が9筆 14,911㎡。

使用貸借権設定に関するものについて、

新規が13筆 19,722㎡、更新が1筆 2,063㎡。

合計 31筆 51,268㎡でございます。

地区は、植野、広見、武芸川の3地区です。

権利の設定を受ける者は、〇〇株式会社 他でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第6号 市民農園整備運営計画の変更の承認についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

市民農園整備促進法第7条第3項の規定により、市民農園整備運営計画変更の承認を求めら
れたので、審議を求めるといふものです。

内容につきましては、農林課の加藤課長補佐より、ご説明させていただきます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

議案は17ページ、詳細な内容につきましては、本日お配りの資料をご覧ください。

当初、平成17年度に承認を受けた「市民農園整備運営計画書」を変更しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、現状の管理棟の一部を使用した休憩施設が狭いため、増築を計画するもので、計画書中段の「2 市民農園施設の規模その他の市民農園施設の整備」の欄の下線で強調した休憩施設、鉄骨造2階建、72.9㎡などを追加するものでございます。

本来であれば、農地に休憩施設を建築する場合には、農地転用が必要になるところですが、当該農地は市民農園整備運営計画に位置付けられているため、計画の変更により休憩施設を建設しようとするものでございます。

また、平成18年度に土地改良事業による換地処分が行われており、このことに伴う地番の整合を図るものでございます。

事務局としては、市民農園整備促進法第7条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

次回の更新はいつになるのでしょうか。何年経てば更新になるのでしょうか。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

平成17年度に市民農園を作ったという経緯がありまして、今回の変更というのが、土地改良事業に伴うものと、市民農園の休憩施設が手狭になったということがありましたので、変更点ということで今回の議案に挙げさせていただきました。

○1番（安田 美雄 君）

変更がなければ、今後とも承認されるということですね。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

そのとおりです。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはありますか。質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した農地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は18ページになります。

1番の案件

届出地は、下白金地内の 田 4筆 4,729㎡。

賃借人は、一般社団法人 岐阜県農畜産公社です。

合意解約成立日は、令和6年1月11日です。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

この後、この会議室の隣になります大会議室にて、10時45分から合同会議を開催いたしますので、時間までにお越しくくださいますよう、お願いいたします。

次回の農業委員会総会は、

令和6年3月7日（木）午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時15分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

1 番

印

1 7 番

印